

(改正) 室蘭市民のくらしをまもる条例

第16条及び条例施行規則一覧

第1号	9項目
第2号	7項目
第3号	7項目
第4号	6項目
第5号	2項目
第6号	5項目
合計	36項目

## 第16条関係

(不当な取引行為の禁止)

第16条 事業者は、消費者との取引に関して、次の各号のいずれかに該当する行為であって規則で定めるもの(以下「不当な取引行為」という。)を行ってはならない。

- (1) 販売の意図を隠して消費者に接近し、又は商品等の内容、取引条件等に関して重要な情報を故意に提供せず、若しくは誤解を招くおそれのある情報を提供することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること

施行規則

別表

1 条例第16条第1項第1号の規定に該当する不当な取引

- (1) 商品等の販売の意図を明らかにせず、若しくは商品等の販売以外のことを主要な目的であるかのように告げて、又はそのような表示、広告等で消費者を誘引することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (2) 契約を締結する意思のない消費者に対し、契約の申込み又は承諾となることを知らせずに、電子計算機その他の通信機器を利用して操作を誘導する等消費者を欺く方法を用いて、当該事業者又は他の事業者に対する契約の申込み又は承諾をさせること。
- (3) 商品等の内容又は取引に関して、消費者が契約締結の意思を決定する上で重要な事項について、故意に告げず、又は虚偽の情報若しくは誤信させるような情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (4) 商品等の内容又は取引条件等が実際のもの又は他の事業者が供給するものよりも著しく優良又は有利であると消費者を誤信させるような表現を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (5) 法令等又は団体等の規約等により商品等の設置、購入等が義務付けられているかのように説明して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (6) 自らを官公署若しくは公共的団体等の職員と誤信させるような言動等を用いて、又は官公署若しくは公共的団体等の許可、認可、後援等を得ていると誤信させるような言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (7) 消費者が従前に関わった取引に関する当該消費者の情報又は当該取引に関する情報を利用して、消費者を心理的に不安な状態に陥らせる等により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること
- (8) 商品等の販売に際し、将来における不確実な事項について断定的な判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (9) 商品等の販売に際し、事業者の氏名、名称、住所等を明らかにせず、又は偽って、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

- (2) 消費者の取引に関する知識、判断力又は経験の不足に乘じ、消費者の自発的意思を待つことなく執ように説得し、又は消費者を不安な状態に陥らせ契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること

施行規則

別表

2 条例第16条第1項第2号の規定に該当する不当な取引

- (1) 消費者の知識、経験、財産、収入等の状況に照らして、又は年齢その他の要因による消費者の判断力の不足に乘じて、不相当と認められる商品等の契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (2) 消費者の意に反して、長時間にわたり、若しくは反復して、又は威圧的な言動等を用いて、消費者が契約を締結する意思のない旨を表示しているにもかかわらず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (3) 消費者又はその親族の健康又は財産の不安その他の生活上の不安をことさらにあおる等心理的に不安な状態に陥れる言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (4) 主たる販売目的以外の商品等を意図的に無償又は著しく廉価で提供すること等により、消費者の購買意欲をあおり、消費者を正常な判断ができない状態に陥れて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (5) 消費者の意に反して、早朝若しくは深夜に、又は消費者が正常な判断をすることが困難な状態のときに、消費者の自宅等に電話し、又は訪問して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (6) 消費者の自宅を訪問し、消費者が退去するように告げたにもかかわらず、その場から退去せず、又は消費者が契約の締結を勧誘されている場所から退去する旨を告げたにもかかわらず、その場所から消費者を退去させず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (7) 消費者の意に反して、路上その他の場所で消費者を呼び止め、その場で、又は営業所その他の場所へ誘引して、執ように説得し、又は威圧的な言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること

(3) 消費者に不当な不利益をもたらす内容の契約を締結させること

施行規則

別表

3 条例第16条第1項第3号の規定に該当する不当な取引

- (1) 消費者が購入の意思表示をした主たる商品等と異なるもの又は消費者が提示した年齢、職業、収入その他の事項について偽るよう示唆し、これらの事項について事実と異なることを記載した契約書を作成して、消費者に不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させること。
- (2) 消費者に対し名義の貸与を求め、又は無断でこれを使用して、その意に反する債務を負担させる契約を締結させること。
- (3) 消費者にとって不当に過大な量の商品等又は不当に長期にわたって供給される商品等の購入を内容とする契約を締結させること。
- (4) 契約に係る損害賠償額の予定又は違約金の定めにおいて、消費者に不当に高額又は高率な負担を求める条項を定めた契約を締結させること。
- (5) 消費者に不利益をもたらすこととなる事業者の免責条項の定めがある契約を締結させること。
- (6) 消費者の契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し又は契約の無効の主張をすることができる権利を不当に制限して、消費者に不当な不利益をもたらす契約を締結させること。
- (7) 消費者が受ける信用の供与がその者の返済能力を超えることが明らかであるにもかかわらず、そのような信用の供与を伴った契約を締結させること。

(4) 消費者又はその関係人を欺き、威迫し、困惑させる等の不当な手段を用いて、当該消費者又はその関係人に契約(契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。)に基づく債務の履行を強要すること

#### 施行規則

##### 別表

#### 4 条例第16条第1項第4号の規定に該当する不当な取引

- (1) 消費者、その保証人等(以下「消費者等」という。)を欺き、威迫し、若しくは困惑させ、又は正当な理由なく早朝若しくは深夜に、消費者等の自宅等に電話をし、若しくは訪問する等の手段を用いて、債務を履行させること。
- (2) 消費者等を欺き、威迫し、又は困惑させて、預金の払戻し、金銭の借入れ等をさせることにより消費者等に金銭を調達させ、又は預貯金、生命保険その他金融商品の解約等を行うことを執ように勧めて、債務を履行させること。
- (3) 消費者等に対して、正当な理由がないにもかかわらず、消費者等に不利益となる情報を第三者に通知する旨の言動等を用いて、債務を履行させること。
- (4) 契約の成立又は有効性について当事者間に争いがあるにもかかわらず、契約の成立又は有効性を一方的に主張し、債務の履行を請求し、債務を履行させること。
- (5) 消費者等の関係人で法律上の支払義務のない者に、契約に基づく債務の履行への協力を要求し、又は協力させること。
- (6) 消費者が依頼又は承諾をしていないにもかかわらず、商品を一方的に消費者の自宅等に送りつけ、又は自宅等において商品等を渡し、代金その他の名目による対価を請求し、又は債務を履行させること。

(5) 契約に基づく債務の完全な履行を求める消費者からの正当な請求に対し、適切な処理をせず、債務の履行を不当に拒否し、又は遅延させること

施行規則

別表

5 条例第16条第1項第5号の規定に該当する不当な取引

(1) 履行期限が過ぎているにもかかわらず、消費者からの履行の督促に対し、適切な対応をすることなく、債務の履行を遅延し、又は債務の履行を拒否すること。

(2) 契約に基づく債務の完全な履行がない旨の消費者からの苦情に対し、担当者の不在、退職等を理由に対応を拒み、債務の履行を遅延し、又は債務の履行を拒否すること。

(6) 消費者の正当な契約の申込みの撤回若しくは契約の解除等の申出を妨げ、又は契約の申込みの撤回若しくは、契約の解除によって生じる債務の履行を不当に拒否し、又は遅延させること

施行規則

別表

6 条例第16条第1項第6号の規定に該当する不当な取引

- (1) 消費者の正当な契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出又は契約の無効の主張をすることができる権利の行使（以下「権利の行使」という。）に際し、これを拒否し、若しくは黙殺し、威迫し、又は術策等を用いて、当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要すること。
- (2) その全部若しくは一部を使用し、又は消費したときは法令に基づく契約の申込みの撤回又は契約の解除若しくは取消しの申出ができなくなる商品等について、消費者にその使用又は消費をそそのかすこと。
- (3) 権利の行使に際し、手数料、送料、サービスの対価その他の法令上根拠のない要求をし、当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要すること。
- (4) 前各号に規定するもののほか、消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回又は契約の解除若しくは取消しの申出に対して、これを不当に拒否し、中途解約に伴う不当な違約金、損害賠償金等を要求し、執ように説得し、又は威迫する等して、契約の存続を強要すること。
- (5) 消費者の正当な契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し又は契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、法律上その義務とされる返還義務、原状回復義務、損害賠償義務等の履行を正当な理由なく拒否し、又は遅延させる行為こと

旭川 3号 釧路 5号 苫小牧 4号